

令和7年度高島市病院事業企業職員採用試験（医療技術職）実施要項

令和7年度高島市病院事業企業職員採用試験（医療技術職）を次のとおり行います。

令和7年3月1日

高島市民病院
事務部 病院総務課

1 採用予定の職種、人員および採用予定日

職 種	採用予定人員	採用予定日
薬 剤 師	1 名	令和8年4月1日

※ 薬剤師有資格者で採用試験に合格し、採用に同意された方は、合格発表日の翌月以降の1日付で採用します。

ただし、採用試験合格者で令和7年度実施予定の国家試験において資格を取得する見込みの方は令和8年4月1日付採用となります。

2 採用予定職種の受験資格、職務内容および勤務時間等

【別表】高島市病院事業企業職員採用予定職種(医療技術職)表【令和8年4月1日採用予定】のとおり

3 試験期日等

(1) 試験日および試験会場

ア 試験日 令和7年5月18日（日） 午後1時30分開始
受付時間 午後1時00分から午後1時20分まで
イ 試験会場 滋賀県高島市勝野1667番地
高島市民病院 健診棟3階 会議室

(2) 試験方法

ア 筆記試験
課題に対する理解力、文章による表現力等について、筆記試験を行います。
小論文 800字以内
試験時間 午後1時30分から午後2時30分まで（60分）

イ 口述試験

人物、能力等業務に対する適格性について、口述試験を行います。

面接 一人につき20分程度の個別面接または複数人で30～40分程度の集団面接

試験時間 午後2時40分から全受験者終了まで

4 合格者の発表

採用試験の結果に基づいて可否を決定の上、令和7年5月30日までに、受験者全員に可否結果を通知します。

5 採用および給与等

- (1) 合格者には、後日採用に関する所要の手続き等について通知します。

ただし、採用予定日現在で採用予定職種資格免許を失効あるいは国家試験に合格していないなど、受験資格要件に欠ける場合は採用いたしません。

- (2) 基本給は、「高島市病院事業企業職員の給与に関する規程」等に基づいて支給します。

薬剤師の場合、新卒採用で294,400円（大学6卒、初任給調整手当を含む）からとなります。（実務経験による加算を行い、基本給を決定します。）

この他に賞与（年間2回、令和6年度は計4.60か月分）、扶養手当、通勤手当、時間外勤務手当等を要件および実績に応じて支給します。

※ 上記の額は、いずれも令和7年3月1日現在のものです。

6 受験の申込み手続および受付期間

- (1) 受験申込書の請求

受験申込書は、高島市民病院事務部病院総務課（〒520-1121 滋賀県高島市勝野1667番地）に請求してください。

郵便で請求する場合は、封筒の表に「職員採用試験申込書（医療技術職）請求」と朱書きし、返信用封筒（角型2号封筒：332mm×240mmに140円切手を貼り、あて先を明記したもの）を同封してください。

※ 高島市民病院ホームページに試験実施要項および申込書等の様式を掲載していますので、申込書等をダウンロードして使用していただいても結構です。（A4判の白紙に黒色インクで印刷してください。）

- (2) 受験の申込み

受験申込書に必要事項を記入のうえ、次の書類を添えて、高島市民病院事務部病院総務課（人事担当）へ提出してください。

- ① 自筆履歴書（市販用紙）
- ② 6箇月以内に撮影した写真1枚（履歴書に貼付のこと）
（縦40mm×横30mmで正面、上半身、脱帽）
- ③ 学業成績証明書（既卒者については必要ありません。）
- ④ 資格免許証の写し（既卒有資格者のみ）
- ※ 受験票は受験受付期間終了後速やかに発送します。
- ※ 万一試験実施日の3日前までに受験票が届かない場合、病院総務課までご連絡をお願いします。

(3) 受付期間

令和7年4月1日（火）から令和7年5月9日（金）までの執務時間中（平日の午前8時30分から午後5時15分まで）に受け付けます。

なお、郵送で申込みの場合は、上記期間の受付最終日必着とします。

7 お問い合わせ等

〒520-1121

滋賀県高島市勝野1667番地

高島市民病院

事務部 病院総務課（人事担当：辻、衣川）

☎0740-36-8156（直通）

【別表】

高島市病院事業企業職員採用予定職種(医療技術職)表【令和8年4月1日採用予定】

職 種	採用 予定 人員	受 験 資 格		採用時の 配 属 先	職 務 内 容	勤務時間	勤 務 日 等
		年 齢 要 件	資 格 要 件				
薬 剤 師	1 名	昭和61年4月2日 以降に生まれた方	薬剤師免許証を取得している者。または採用予定日現在において取得見込みの者。 また、次のいずれかに該当する方は、年齢・資格要件を満たしていても受験できません。 ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者 イ 高島市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ウ 公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処された者 エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者	医療技術部 薬局	外来および入院患者に係る調剤、服薬指導、薬品管理等	日勤 8:30～17:15 ※休憩60分 ※日当直あり	日曜日および土曜日を週休日とし、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとします。